168

質問第一六八号平成二十年十月二十八日提出

海賊対策に関する質問主意書

提出者

長

島

昭

久

海賊対策に関する質問主意書

海賊対策については、焦眉の急であると受け止め、以下質問する。

海 一賊は人類共通の敵であり、 国際社会が一丸となって、 その撲滅に取り組んでいくべき課題だと考える。

政府が、 総合的に海賊対策に関する法制の整備を行っていくことについては、特に、以下の諸点に留意すべ

きと考えており、その観点から質問する。

先の答弁書 (平成二十年十月二十一日内閣衆質一七○第一○七号)によれば、 我が国の法令上の犯罪を

取り締まるために、 海上保安官が海上で海上保安庁法第二〇条第一項に基づき国籍を有してい ない 船 舶の

乗組員に対して武器を使用することは、 国際法上問題となることはなく、 また、 憲法第九条が禁ずる 武

力の行使」 に当たらないとのことであるが、 その根拠を示されたい。さらに、このような武器の使用を認

めている海上保安庁法第二〇条第一項の規定が憲法第九条に反する違憲立法でないと言える根拠を示され

たい。

海洋法に関する国際連合条約 (以下「国連海洋法条約」という)第一○一条によると、 海賊行為は、

「私有の船舶又は航空機の乗組員又は旅客が私的目的のために行うすべての不法な暴力行為、 抑留又は略

限り、 治目的を有して暴力行為等に及んでいるかどうかは、 奪行為・・・」と規定され、 外形上判別困難と思われるが、 政治目的で行われる暴力行為等を対象から除外しているようにも読める。 海賊行為はどのように認定されるのか。 事前に当該行為を行う者の属性に関する情報 がな 政

三 念される。 が処罰を免れるため、意図的に政治目的を掲げることを誘発しかねないという不当な結果を招くことが懸 条に定める 政治目的を有するという一事をもって、目前の海賊への対処をためらうことがあるとすれば、 たとえ海賊行為を行う者が政治目的を有していたとしても、 「私的目的」 から除外されるものではないと考えるがどうか。 当該行為が国連海洋法条約第一 海賊船舶 \bigcirc

発していること、このような被害の発生を受けて我が国が共同提案国となった国連安保理決議一八一六号 の安全確保という国益の観点から、 目的には、 および一八三八号が採択されたことが契機となっていると理解している。このような経緯を踏まえ、 アデン湾の海賊対策は、 実際の法整備に当たって重要なのは、 人類共通の敵である海賊に対する国際的な取組への協力に加え、 同海域において日本籍船や日本向けの船舶、 広く我が国関係船舶 その目的であると考える。 (便宜置籍船、 今回検討の俎上に上ったソマリア沖 日本人が乗船する船舶 日本人の乗員のいる船舶、 日本への資源および物資輸送 への襲撃が多 我が国 法の

兀

向けの物資を運ぶ船舶を含む) の航行の安全確保も規定すべきであると考えるがどうか。

五 は、 籍船として、 日本の現行法制上、 我が一 国は処罰根拠を有しないこととなる。しかし、 日本船籍を有していない場合も多いと聞く。 犯罪行為が外国籍船に対して行われ、 日本向けのタンカーは、 海賊対策に関する法制を整備するに当たって 加害者も被害者も外国人であるような場合に 諸般の理由 Iから、 便宜置

は、

このような事例も対象としていくべきと考えるがどうか。

六 岸 国 には、 同意の下で領海内への立ち入りを認めていると理解している。 国連安保理決議一八一六号や一八三八号は、ソマリア沖の海賊対策のため、例外的に、 の警備当局、 今般の安保理決議のように、 海軍当局との協調体制を構築していくべきと考えるがどうか。 沿岸国と協調しながら海賊 実効性のある海賊対策を構築していくため の制 圧に取り組む必要があると考える。 同国暫定政府の 沿

七 保安庁による取締りが可能と理解しているが、 なっていないと理解している。 の銃器で武装した海賊の対策に従事することを想定すると、その装備、 日本の現行法制上、 一般に海賊行為のうち我が国の国内法において犯罪とされるものについては、 また、 現在、 ソマリア沖では、 海上保安庁が実際にソマリア沖でロケットランチャーなど 各国の海軍が活動している実態を考える 能力といった点で十分な態勢に 海上

と、 海上警察機関たる海上保安庁が参加することは困難と考えるがどうか。

る海賊対策の在り方全般について幅広く検討すべきと考えるがどうか。 考えられるが、海上自衛隊の任務実態からして海上警備行動を常時発令し続けることは困難であると理解 している。このような不備をなくすため、自衛隊法に新たな活動類型を創設することを含め、 方で海上自衛隊がその任に当たる場合は、 自衛隊法第八二条による海上警備行動の発令によることが 自衛隊によ

八 該民間 航行の安全を確保するために軍艦が民間船舶をエスコートしたり海賊に対し武器を使用するに際し、 船 舶 の旗国 の同意を得ないことは、 国際法上問題となり得るか。 当

九 に応じた武器の使用を認めるべきと考えるがどうか。 制的であるという情報が共有されるようになれば、 仮に、 一方で、万が一、 海上自衛隊の 海賊間で、 護衛艦、 が対象船舶のエスコートを行うこととなれば、 例えば日本の護衛艦は撃たれるまで撃たないなど、 抑止効果が半減することになりかねない。 その抑止効果は高いと考え 武器使用につい 事態の性質 て抑

+ 各国並びに韓国、 海賊行為の取締りに当たって想定される司法警察権の行使とはいかなるものか。また、 スペイン、デンマーク及びオランダの中で、 公海上における海賊対処に当たり軍艦に司 日本を除くG8

法警察権の行使権限を付与している国はあるか、 政府において承知し得る範囲内で示されたい。

十 一 仮に、 海上自衛隊の護衛艦が海賊対策に当たるとして、海上自衛隊の自衛官には、 司法警察職員とし

ての職務を行う権限は与えられていないことから、我が国として、 海賊の取締りという司法警察権 の行使

を法律上可能とする原則を確立した上で、海上保安官を護衛艦に乗船させこれに司法警察権限を行使させ

ることも想定されるが、このことを阻む具体的な法的制約はあるのか。

ハイジャック防止条約のように、犯人又は容疑者が刑事手続を免れることを防止するため、 他国への引

渡しを含めた枠組みを定めているものもあるが、このような規定も参考になるのではないかと思料するが

どうか。

右質問する。